

○総務省告示第二百八十六号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第1及び別表第二号の三第1の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百六十号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月十三日

総務大臣 山本 早苗

別表第一号の2の表中

超短波放送（デジタル放送）

超短波放送（デジタル放送）

超短波放送（受信障害対策中継放送）

DFM

を

DFM
SFM

に改める。